

サウンディング型市場調査に関する質問と回答（公表用）

NO	質問	回答
1	<p>一体開発の場合には 100ha を越え、環境アセスメントの対象となりますが、全て事業者の負担とお考えでしょうか。また 50ha 以下の段階的開発では不要と考えますが、全体計画の一部の位置づけとされ、環境アセスメント実施の指導も心配されます。ご見解をお願いします。</p>	<p>現時点では開発主体や手法が決まっていませんので、環境影響評価（環境アセス）法及び条例の対象となるか、事業者負担が生じるかについてはお答えできません。</p> <p>また、段階的な開発であっても、計画性などの観点から一連の事業と見なす場合は、アセスが必要となる場合があります。</p> <p>なお、開発にあたり行政に求める支援内容などがありましたら「様式 3 対話資料」に記載ください。</p>
2	<p>埋蔵文化財について、A B 調査等の費用を含む恵庭市の支援、対応（公園等に利用等）について、ご教示をお願いします。</p>	<p>開発計画の構想段階で事前協議をしていただき、その協議の中で A 調査（所在調査）・B 調査（試掘調査）を行います。基本的に A・B 調査は予算の範囲内で公費負担となります。</p> <p>A・B 調査の結果と工事内容を勘案し、発掘調査等の要否および範囲を最終的に北海道教育委員会が判断します。発掘調査は原因者（開発事業者）負担です。発掘調査を要する範囲のうち、土木工事等（土地を掘削する行為全般）を行わない（現状保存）範囲は発掘調査を回避できる場合があります。なお、A・B 調査及び発掘調査は単年度で対応できる面積に限りがありますので、余裕をもったスケジュールを見込む必要があります。また、埋蔵文化財包蔵地の範囲や内容は地表面から正確に把握することはできないため、現在埋蔵文化財包蔵地が確認されていないエリアで新たに発見されたり、既に確認されている埋蔵文化財包蔵地の範囲が拡大・縮小したりする可能性が常にありますので、最新の情報を確認する必要があります。</p>

3	ユカンボシ川沿いの樹林地など、伐採の制限がある箇所の有無について、ご教示をお願いします。	ユカンボシ川の河川敷地内に関しては、河川法により、勝手に伐採することは出来ません。実生活で支障が有る場合等については、河川管理者が枝払い、伐採等を行います。また、調査対象エリア内には恵庭市森林整備計画で生活環境保全林に指定されている箇所もあるので確認をお願いします。
4	雨水排水は公共下水道の区域外で、流域は千歳市に跨るように見受けられますが、雨水の排水先と区域外の整備負担について、ご教示をお願いします。	開発区域は都市計画の見直しに伴い公共下水道の区域内とすることを想定しています。サウンディング結果等を踏まえ、整備計画、整備主体、事業手法、費用負担等について検討します。なお、開発にあたり行政に求める支援内容などがありましたら「様式3対話資料」に記載ください。
5	汚水管の接続先と区域外の整備負担について、ご教示をお願いします。	4と同様となります。
6	区域内に上水道を供給するための区域外の配水管整備負担について、ご教示をお願いします。	サウンディング調査結果等を踏まえ、配水計画、整備主体、事業手法、費用負担等について検討します。なお、開発にあたり行政に求める支援内容などがありましたら「様式3対話資料」に記載ください。
7	幹線道路の整備について、街路補助や公管金等の導入についてお考えがあるか、ご教示をお願いします。	サウンディング調査結果等を踏まえ、道路網の計画、整備主体、事業手法、費用負担等について検討します。なお、開発にあたり行政に求める支援内容などがありましたら「様式3対話資料」に記載ください。
8	段階的開発を行う時に、雨水調整池整備は一体整備前提で実施した場合、恵庭市の支援の可能性について、ご教示をお願いします。	サウンディング調査結果等を踏まえ、整備主体、事業手法等について検討した上で、雨水調整池の整備手法の検討を行います。なお、開発にあたり行政に求める支援内容などがありましたら「様式3対話資料」に記載ください。

9	A B C Dの地権者数について、またC D区域には現状有姿分譲地があるように見受けられますが、その現状有姿分譲地所有者数について、情報の提供が可能であれば、ご教示お願いします。	個別の情報は（個人情報を含まないものに限る）対話に参加いただいた方にお知らせいたします。
---	---	--